

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00041 沿革 (略) <u>令和2年9月4日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00041 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p>	
	<p><u>(保険金請求権の消滅時効の中断申請)</u> <u>第14条 銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第15による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。</u></p>	
<p>(満期前の請求) 第14条 銀行は、約款第21条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第15による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが確実であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(満期前の請求) 第15条 銀行は、約款第21条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第16による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが確実であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(手形上の権利行使状況等報告) 第15条 銀行は、約款第26条第2項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第16による輸出手形保険権利行使状況等報告書(以下「行使状況等報告書」という。)及び履行の状況を証する書類に別紙様式第4による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。 2～3 (略)</p>	<p>(手形上の権利行使状況等報告) 第16条 銀行は、約款第26条第2項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第17による輸出手形保険権利行使状況等報告書(以下「行使状況等報告書」という。)及び履行の状況を証する書類に別紙様式第4による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。 2～3 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(権利行使の終了認定)</p> <p>第16条 銀行は、約款第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第17による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00069)に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(権利行使の終了認定)</p> <p>第17条 銀行は、約款第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第18による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00069)に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収金の納付)</p> <p>第17条 銀行は、約款第26条第7項又は第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第18による輸出手形保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収金の納付)</p> <p>第18条 銀行は、約款第26条第7項又は第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第19による輸出手形保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収に要した費用の請求)</p> <p>第18条 銀行は、約款第26条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第19による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収に要した費用の請求)</p> <p>第19条 銀行は、約款第26条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第20による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(権利行使等の委任)</p> <p>第19条 被保険者は、約款第26条第4項又は第27条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第20による輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合は、被保険者は、別紙様式第21による輸出手形保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。</p>	<p>(権利行使等の委任)</p> <p>第20条 被保険者は、約款第26条第4項又は第27条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第21による輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合は、被保険者は、別紙様式第22による輸出手形保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。</p>	
<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第20条 銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式</p>	<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第21条 銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式</p>	

新			旧			備考
第22による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店へ提出するものとする。			第23による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店へ提出するものとする。			
<p>(電子情報処理組織を使用した申込等)</p> <p>第21条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用し行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について(平成29年4月1日 17-制度-00090)によるものとする。</p> <p><u>附 則</u> この改正は、令和2年10月1日から実施する。</p>			<p>(電子情報処理組織を使用した申込等)</p> <p>第22条 この細則に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用し行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について(平成29年4月1日 17-制度-00090)によるものとする。</p>			
別表 1			別表 1			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1	輸出手形保険保険契約申込書	1 (1)	1	輸出手形保険保険契約申込書	1 (1)	
2	支店等コードの変更登録等について	1 (1)	2	支店等コードの変更登録等について	1 (1)	
3	輸出手形保険荷為替手形買取通知書	1	3	輸出手形保険荷為替手形買取通知書	1	
	内容変更通知書	1 (1)		内容変更通知書	1 (1)	
	訂正・修正・取消依頼書	1		訂正・修正・取消依頼書	1	
4	送り状	1	4	送り状	1	
5	輸出手形保険(内容変更承認申請書・内容変更説明書)	1 (1)	5	輸出手形保険(内容変更承認申請書・内容変更説明書)	1 (1)	
6	輸出手形保険(決済/粹戻)通知書	1	6	輸出手形保険(決済/粹戻)通知書	1	
7 - 1	輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	7 - 1	輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
7 - 2	輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	7 - 2	輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	
8	輸出手形保険損失発生通知書	1 (1)	8	輸出手形保険損失発生通知書	1 (1)	
9	輸出手形保険現地支払等説明書	1 (1)	9	輸出手形保険現地支払等説明書	1 (1)	
10	輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	10	輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書	1 (1)	
11	輸出手形保険入金通知書	1 (1)	11	輸出手形保険入金通知書	1 (1)	
12	輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	12	輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
13	輸出手形保険保険金請求書	1 (1)	13	輸出手形保険保険金請求書	1 (1)	
14	輸出手形保険保険金請求経緯書	1 (1)	14	輸出手形保険保険金請求経緯書	1 (1)	
			<u>15</u>	<u>輸出手形保険時効中断申請書</u>	<u>1</u>	

新			旧			備考
<u>15</u>	輸出手形保険損失発生確認申請書	1 (1)	<u>16</u>	輸出手形保険損失発生確認申請書	1 (1)	
<u>16</u>	輸出手形保険権利行使状況等報告書	1 (1)	<u>17</u>	輸出手形保険権利行使状況等報告書	1 (1)	
<u>17</u>	輸出手形保険権利行使終了認定申請書	1 (1)	<u>18</u>	輸出手形保険権利行使終了認定申請書	1 (1)	
<u>18</u>	輸出手形保険回収金納付通知書	1 (1)	<u>19</u>	輸出手形保険回収金納付通知書	1 (1)	
<u>19</u>	輸出手形保険回収費用負担請求書	1 (1)	<u>20</u>	輸出手形保険回収費用負担請求書	1 (1)	
<u>20</u>	輸出手形保険権利行使等委任状 (サービサー回収用)	1 (1)	<u>21</u>	輸出手形保険権利行使等委任状 (サービサー回収用)	1 (1)	
<u>21</u>	輸出手形保険権利行使等委任状	1 (1)	<u>22</u>	輸出手形保険権利行使等委任状	1 (1)	
<u>22</u>	輸出手形保険回収納付金返還請求書	1 (1)	<u>23</u>	輸出手形保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の () 内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の () 内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			
別表2～別表3 (略)			別表2～別表3 (略)			